

## 社会福祉士修学資金（通信課程） 募集要項

社会福祉士を養成する施設（以下「養成施設等」という。）に在学する方に修学資金をお貸しすることにより、卒業後に山梨県内において社会福祉士の業務に従事していただくことを目的としています。

### 1 貸付対象者

- (1) 養成施設等に在学し、卒業後に県内で社会福祉士として業務に従事する意思のある方。（外国人含む）
- (2) 養成校が推薦する貸付者の内、社会福祉士の国家資格を取得する意思のある方。

### 2 貸付の内容

修学資金の貸付内容は次のとおりです。

- (1) 貸付額 月 額 50,000円以内  
ただし、以下の①から③を加算することができます。
  - ① 入学準備金 200,000円以内（初回月に加算）
  - ② 就職準備金 200,000円以内（最終月に加算）条件あり
  - ③ 生活費加算 月額生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額以内（※）  
※家庭の経済状況が生活保護受給世帯の方又はこれに準ずる方が対象です。
- (2) 貸付利子 無利子
- (3) 貸付期間 契約に定められた月から養成施設等を卒業する日の属する月まで
- (4) 貸付方法 原則として、3ヵ月分を一括してその最初の月に貸し付けます。
- (5) 連帯保証人 1名
  - ① 独立した生計を営む方で、原則として、山梨県内に居住する方でなければなりません。
  - ② 貸付を受けようとする方が未成年である場合は、連帯保証人は親権者又は後見人でなければなりません。

### 3 貸付金の返還

次の場合は、修学資金を返還しなければなりません。

- (1) 貸付契約が解除されたとき
- (2) 養成施設等を卒業した日から1年以内に、山梨県内で指定業務に従事しなかったとき  
※「指定業務」… 山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則中、別表第1号の表で定める業務
- (3) 養成施設等を卒業した日から1年以内に山梨県内において指定業務に従事したが、その後指定業務に従事しなくなったとき
- (4) 指定業務上以外の事由で死亡し、又は心身の故障などにより指定業務に従事することができなくなったとき

#### 4 返還の期間等

返還事由の生じた日の属する月の翌月から起算して、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内に修学資金を返還しなければなりません。

なお、返還方法は一括・月賦又は半年賦の均等償還によります。

#### 5 返還金の全額免除

次の場合は、修学資金の返還が全額免除されます。

- (1) 養成施設等を卒業してから1年以内に山梨県内において指定業務に従事して、引き続き5年間指定業務に従事したとき
- (2) 指定業務に従事している期間中に、指定業務上の理由により死亡し、又は指定業務に起因する心身の故障のため指定業務に従事することができなくなったとき

なお、次の場合は修学資金の返還の全部又は一部を免除されます。

- (1) 死亡又は障害により、貸付を受けた修学資金を返還することができなくなったとき
- (2) 県内において修学資金の貸付を受けた期間に相当する期間以上社会福祉士とし指定業務に従事したとき

#### 6 貸付金の申請

修学資金の貸付を希望する方は、所定の修学資金貸付申請書に次に掲げる書類を添えて在学する養成施設に提出して下さい。

申請書類については、以下の手順でインターネットより検索いただき、在学する養成施設にお問い合わせください。

なお、社会福祉士通信課程受講の方は、事前の連絡のうえ入学月までに申請してください。

検索ワード 山梨県社会福祉士修学資金貸付事業

#### 7 募集期間

随時

社会福祉士通信課程受講の方は、事前の連絡のうえ入学月までに申請してください。

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会  
福祉人材研修課 (内藤)  
TEL:055-254-8654 FAX:055-254-8614